様式第２号(第５条関係)

記号及び番号

年　　月　　日

納付義務者

　住所

　氏名　　　　　　　　　　　　様

能代市長　　　　　　　　　　㊞

市税等延滞金減免（承認 ・ 不承認）通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった延滞金の減免について、次のとおり

承認 ・ 不承認　となりましたので通知します。

記

１　減免対象税目

２　減免対象年度、期別

３　減免対象期間（延滞金が加算されない期間）

　　　　　年　　月　　日　　～　　　　年　　月　　日

４　理由（不承認の場合）

|  |
| --- |
|  |
|  |

１　審査請求について

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に能代市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　取消訴訟について

　この処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た後に、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に能代市を被告として（訴訟において能代市を代表する者は能代市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに、処分取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても、裁決がないとき

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき

　③その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき